

## 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針案の変更案の概要

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

### 1. 趣旨

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）においては、同法附則第 2 項の規定に基づき、法律施行後 5 年を経過した場合において、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。

経済産業省及び環境省では、平成 31 年 3 月から令和 2 年 5 月にかけて開催した産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルワーキンググループ並びに中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会の合同会合において、小型家電リサイクル法の施行状況の点検等に係る審議を行った。

上記の検討を踏まえ、使用済小型電気電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を変更することとする。

### 2. 基本方針案の概要

産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合における検討を踏まえ、現在の基本方針に以下の事項等を追加・変更する。

#### 【使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標】

- 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、令和 5 年度までに 1 年当たり 14 万トン回収する目標に変更。

#### 【使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項】

- 国は、市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知等に取り組むべきことを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収がリチウム蓄電池使用製品等の安全な処理等につながることも踏まえた適切な回収の推進に努めること、住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知を行うとともに、認定事業者や小売店等と連携し、回収拠点の設置数の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択する必要性があることを明示。
- 市町村は、使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性

があること等も踏まえ、分別回収に伴う財政的な便益の評価を行うとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制に寄与する等の財政的に評価しづらい便益も整理の上、回収方法の採用可否を総合的に判断する必要があることを明示。

- 小売業者は、消費者への適正な排出方法の周知に協力することが求められることを明示。
- 製造業者は、消費者に対し、小型電子機器等にリチウム蓄電池が使用されているかどうか情報提供に努める必要があることを明示。
- 認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制を構築し、より多くの資源を回収することが求められることを明示。
- 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであり、また、国は、当該コミュニケーションを促進すべきであることを明示。

**【個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項】**

- リチウム蓄電池使用製品等の安全処理について、認定事業者が安全な処理体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であることを明示。